

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った平成30年3月26日付け岐阜市福生一第1294号による公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対する公開拒否の処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨及びその理由の要旨は、審査請求書及び提出資料によれば、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分の全部を取り消し、本件処分の対象となる公文書（以下「本件対象公文書」という。）を公開することを求める。なお、本件対象公文書の公開は、閲覧による実施を希望する。

2 審査請求の理由の要旨

- (1) 本件対象公文書を公開することができないと断定するのでは、情報公開の意味がない。
- (2) 生活福祉課4係の職員との間で、言った、言わないの問題があり、その点にも不服がある。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明及びその理由の要旨は、弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を却下するとの裁決を求める。

2 弁明の理由の要旨

- (1) 本件処分後、審査請求人は、平成30年3月28日付けで岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第14条第1項の規定により実施機関に対し本件対象公文書の開示を請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、同年4月13日付け岐阜生福一第43号により本件対象公文書のうち同条例第17条第1項に規定する不開示情報に該当する部分以外の部分を開示することを決定し、審査請求人に対しこれを開示している。
- (3) よって、本件審査請求については、本件処分の取消し又は変更によって回復すべき法律上の利益は存在しない。
- (4) また、基本的人権としての知る権利に基づく公文書の公開を求める権利を何人にも保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨である市民による一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的とする岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）においては、公文書の公開の請求ができる者について何ら制約を設けておら

ず（同条例第5条第1項）、個人の権利利益の保護のために当該個人に関する情報を当該個人にだけ開示することを予定するものではない。

- (5) また、本件処分においては、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで特定の個人の生活保護の受給の有無を答えることとなり特定の個人の名誉が侵害されると認められることから、同条例第6条の3の規定により本件対象公文書の公開を拒否する決定をしたことは適正である。

第4 当審査会の判断

1 審査請求の利益

- (1) 岐阜市情報公開条例は、岐阜市においていわゆる情報公開制度を採用し、公文書の公開を求める権利を何人にも保障することにより、地方自治の本旨である市民による一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的として制定されたものである。

一方、岐阜市個人情報保護条例は、同市においていわゆる個人情報保護制度を採用し、同市で保有する市民の個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を保障することにより、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものである。

これら2つの制度は、本来異なる目的を有するものであって、公文書を公開し、又は開示する相手の範囲も異なり、請求を拒否すべき場合について配慮すべき事情も異なる別個の制度である。

- (2) そうすると、平成30年4月13日付け岐阜生福一第43号により本件対象公文書が開示されていたとしても、岐阜市情報公開条例に基づき本件対象公文書の公開を請求して、所定の手続により本件対象公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求める法律上の利益を有するといふべきであるから、本件処分の取消しを求める審査請求の利益は消滅していない。

2 岐阜市情報公開条例第6条の3の該当性

- (1) 岐阜市情報公開条例第6条の3は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる場合で、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるときに限り、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができる」としている。

- (2) 審査請求人は「生活福祉課が保有する、私に関する情報全て。」の公開を請求しているが、そこでいう生活福祉課とは生活福祉一課及び生活福祉二課をさすものと思われる（岐阜市福祉事務所設置条例施行規則（昭和48年岐阜市規則第43号）第3条第2項）。これらの課は、主に生活保護に関する事務を掌るほか、生活困窮者に対する支援事業等を行っている（同規則第4条）。

そのため、当該課において特定の個人に係る公文書の存否が明らかに

なれば、当該個人が生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けているか否か又は生活に困窮しているか否かが判明し、非公開情報が公開されることになる上（同条例第6条第1項第2号）、これによって当該個人の名誉が侵害されることとなる。

(3) よって、同条例第6条の3の規定により本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したことは、妥当である。

(4) なお、審査請求人は、提出資料において、本件公開請求は「個人情報に限らない。」とする。しかし、審査請求人が提出した平成30年3月9日の本件公文書公開請求書には同種の記載は一切ないうえ、仮に本件公開請求の内容に「個人情報に限らない」情報も含まれていたとしても、請求対象となる公文書の内容が特定されているとはいえない。したがって、本件処分は、妥当である。

4 なお、第2-2-(2)の審査請求人の主張については、本件処分の適否に影響を与えるものではない。

5 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会までの審査経緯等

平成30年	3月12日	審査請求人による公文書公開請求
	3月26日	実施機関による公開拒否決定
	3月29日	審査請求人による審査請求
	5月29日	実施機関による弁明
	9月28日	実施機関による諮問
	10月15日	審査会の開催
	11月 1日	審査請求人による資料提出
	12月10日	審査会の開催
平成31年	1月18日	答申

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長	土	田	伸	也
委員	青	木	政	浩
	寺	本	和	佳子
	三	谷		晋
	南		圭	一